

広島県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十六年三月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市幸崎能地四丁目三五〇六番一地先から 三原市幸崎能地四丁目甲三二六七番一〇地先 まで	七・〇〇 一六・八〇	六・五〇 七・二〇		三四三・五〇	拡幅